

常勤特別職職員の適正な給料額等について

(答申)

令和元年11月20日付、国行職発第63号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

令和2年10月7日

国立市長 永見理夫 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会長 長 沼 宗 昭

会長職務代理者 阪 口 正二郎 (～令和2年7月)

会長職務代理者 林 道 子 (令和2年8月～)

委員 遠 藤 常 臣

木 島 香 織

喜 連 元 昭

杉 田 保 則

田 村 信 之

林 道 子 (～令和2年7月)

半 杭 敦 実 (～令和2年7月)

三 上 滋

常勤特別職職員の適正な給料額等について

答 申

令和2年10月

国立市特別職職員報酬等審議会

目次

| | |
|--|---|
| 1. 審議の経過 | 2 |
| 2. 主な審議資料..... | 2 |
| 3. 審議の内容 | 3 |
| (1) 審議開始時点の給料抑制措置について | 3 |
| (2) 適正な給料額の水準について..... | 3 |
| (3) 新型コロナウイルスの影響について..... | 4 |
| (4) 常勤特別職職員の期末手当・退職手当の適正な支給率について | 4 |
| 4. 結論 | 5 |
| (1) 常勤特別職職員の適正な給料額について..... | 5 |
| (2) 常勤特別職職員の期末手当・退職手当の適正な支給率について（意見） | 5 |
| 5. 附帯意見..... | 5 |
| (1) 今後の常勤特別職職員の給料額にかかる審議の時期について..... | 5 |
| (2) 新型コロナウイルスの影響について..... | 5 |

1. 審議の経過

常勤特別職職員の給料額は、職務の特殊性を踏まえ、その責任の度合いや困難さ、過去における給料額改定の経緯や他市との均衡等を総合的に勘案して定められるものである。

しかしながら、国立市における常勤特別職職員の現在の給料額は平成8年12月を最後に改定してから約23年が経過し、本審議会への諮問もされていない状況であった。この間、社会情勢は変化し、市民ニーズも複雑多様化しており、これをふまえて、国立市を除く都下25市では17市が常勤特別職職員の給料額を改定している。

一方、国立市では常勤特別職職員の給料額について、平成23年7月に特例条例を定め、それ以降、減額措置を講じているが、この特例条例も、約8年継続されている状況となっている。

このような状況を背景に、令和元年11月20日に、市長から本審議会に対して諮問があった。合わせて市長から、本審議会の所掌事項ではないが、常勤特別職職員の期末手当及び退職手当についても、適正な支給率についての意見を伺いたい旨の依頼を受けた。なお、諮問、依頼ともに、市長から本審議会に対して額を提示する「有額諮問」ではなく、額を提示せずに委員からの意見を求める「白紙諮問」であった。

これをうけ、審議会では諮問日以降、審議を行ってきた。途中、令和2年2月下旬から6月にかけて新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から審議中断をはさみ、また令和2年6月には、市長自らの判断により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の財源の一部とするため、さらなる給与等の減額措置を講じる暫定的な特例条例が議会提案され、可決成立するなどの状況変化も生じた。

このような状況も踏まえ、審議に際しては、特別職職員の責務とその職務の困難度、社会経済情勢と市の財政状況について重点を置き、以下2に記載の資料を踏まえて

- (1) 審議開始時点の給料抑制措置について
- (2) 適正な給料額の水準について
- (3) 新型コロナウイルスの影響について
- (4) 常勤特別職職員の期末手当・退職手当の適正な支給率について

の順序で審議を行った。

2. 主な審議資料

このたびの「常勤特別職職員の適正な給料額等について」の諮問に対する審議にあたっては、審議会において、事務局より、以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

(第1回)

資料1：東京都26市の概要

資料2：東京都26市の常勤特別職職員給料額一覧

資料3：東京都26市の常勤特別職職員期末手当支給率一覧

資料4：東京都26市の常勤特別職職員退職手当支給率一覧

資料5：東京都26市の常勤特別職の任期中の給料等の総額

資料6：全国類似団体常勤特別職職員給料額等一覧

資料7：常勤特別職の職務と職責

資料8：【国立市】特別職と一般職の給与比較

資料 9：給与・賞与等の改定歴

資料 10：消費者物価指数の推移

資料 11：経常収支比率の推移

(第 2 回)

資料 1：東京都 26 市特別職職員等報酬審議会開催状況

資料 2：東京都月間平均賃金・消費者物価指数の推移

資料 3：国立市一般会計歳入歳出決算額及び人口数の推移

(第 3 回)

資料 1：常勤特別職職員の給料額について（検討案）

資料 2：東京都人事委員会勧告給料表改定及び国立市部長職平均給与の推移

資料 3：東京都指定職職員の給料額及び平均給与の推移

(第 5 回)

資料 1：令和 2 年 6 月議会における「市長等の給与特例条例」の改正について

資料 2：国立市特別職職員報酬等審議会（令和元年度 11 月～）これまでの審議経過

資料 3：常勤特別職職員の期末手当・退職手当の支給割合について（検討案）

3. 審議の内容

(1) 審議開始時点の給料抑制措置について

審議開始時点での非常勤特別職職員の給料抑制措置は、前佐藤市長の任期中に、行財政改革の一環として自ら身を切るとの考えで始まったものである。このことから、現在の市の財政状況について検討を行った。

前佐藤市長の市政下で財政改革審議会が立ち上げられ、専門家や市民等を交えて行財政改革が実施された。行財政改革の取組は現永見市長にも引き継がれ、その結果として、市の財政状況は良い状況とまではいえないものの、改善されていると考えることができよう。また、非常勤特別職職員の給料抑制措置により削減された額は、市財政全体に占める割合としては些少であり、それにより財政が大きく改善したとまでの評価は下しがたいが、継続的に改善を行う必要があるとの意識改革として大きな意味合いを果たした。

行財政改革は不断のものではあるが、こういったこれまでの実績を評価し、一時的・緊急措置的な性格の強い給料抑制措置は解除し、本則に戻すことが妥当と考える。

(2) 適正な給料額の水準について

給料抑制措置を解除することとして、本則に定められた額が適正かどうかを検討した。

前回の改定時から比較すると、人口は約 1 万人増え、また市民サービスが多岐にわたり、複雑・高度化している現状がある。変化が早く大きい時代となり、市長の職責とその職務の困難度は大きくなっている。その職責の大きさと、それに対して精力的に取り組んでいる現状を評価すれば、給料額は引き上げが妥当との考えもある。

他方、この間の社会経済情勢を考慮すると、新型コロナウイルスの感染拡大の前においては、一部に景気拡大の状況も見受けられた。しかしながら、この景気拡大は、賃金上昇は伴わず、また消費税の増

税が行われたことで、実質的な世帯所得は減少傾向であった。これを反映して、一般職を対象とした東京都人事委員会勧告の内容も、平成 28 年度以降は横ばい（改定なし）となっている。常勤特別職の給料額を検討するにあたり、このような情勢下における市民感情は考慮する必要がある。

加えて、先にも述べた通り、市の財政状況は改善しているものの、良い状況とまではいうことはできない。さらに、今後は、少子高齢化の一層の進展に伴い扶助費の増大の可能性が高いことや、公共施設の更新等に伴う歳出増、人口減少による歳入減が予想されていることも踏まえれば、現時点で、現行の給料額を引き上げることは難しいと言わざるを得ない。

他市との比較において、現行の本則の給料額は、都内類似団体や国分寺市・小金井市との比較では上回っているものの、26 市全体や中央線沿線市との比較では下回っており、極端に高くもなく、低くもない状況といえる。また、他市との比較は、市民サービスの水準にはひとにより捉え方の違いが大きく、居住環境による違いもあることや、類似団体の考え方に各市の財政状況が加味されていないことを踏まえると、あくまでも参考として捉えるべきとの意見もあった。

これらの議論を総合的に判断し、審議会としては、現在の本則に定められた額の水準はおおむね適正であり、今回の改定においては引き上げも引き下げもしない形がよいものとするに至った。

（3）新型コロナウイルスの影響について

一般の審議の最中に、全世界的な規模での新型コロナウイルスの感染拡大があり、世界経済・日本経済は大きな影響を受けている。通常、給料額の適正性を判断するに際しては、社会経済情勢を加味する必要があるが、一般に「コロナ禍」と総称される事態は、まさに未曾有の事態であることから、影響範囲や期間は、現時点では予測困難である。

審議の中では、すでにコロナ禍の影響が甚大となっていることからそれを織り込んだ結論を出すべきとの意見や、結論を出せる状況にないとして答申を保留するとの意見も出されたが、やはり影響の範囲が未知数であること、一方で審議会としての責任を果たすべきとの考えから、最終的にコロナ禍の影響を加味しない形で答申することとした。

（4）常勤特別職職員の期末手当・退職手当の適正な支給率について

今回の諮問では、常勤特別職職員の期末手当・退職手当の支給率についても意見を求められた。本件は本審議会の所掌事項外ではあるものの、常勤特別職職員の給料額の議論にも大きく関係するものであることから、ここに議論の内容を記すこととする。なお、議論にあたっては、ともに本則の給料額をもとに計算された額をもって議論した。

常勤特別職職員の期末手当については、生活給の性質と職務給の性質の両面をもつものであることが確認された。生活給の側面からは、東京都人事委員会勧告の内容等を参考に社会経済情勢との連動が図られるべきこととなるが、先に述べたとおり、市民の所得状況が減少傾向であることを考慮する必要がある。他方、職務給の側面からは、職責の大きさや職務の困難さが、従前にも増して増大していることが議論された。それらを総合的に勘案した結果、期末手当の支給率について、引き上げ・引き下げをしないことが妥当と考えるに至った。

続いて常勤特別職職員の退職手当については、在職中の功績に対する「勤務報償」としての性質が強いものであることが確認された。任期ごとに支払われるといった制度の在り方やその額について、市民

の一般的な退職手当と比して違いが大きく、理解が得られるかとの議論があった一方で、職責等の特殊性を重要視するべきとの意見が出された。さらには、職責の重要性等への報酬は給料面で対応するべきとの意見もあったものの、世間一般の慣行として退職手当が支給されること等も踏まえ、現行の額（支給率）が適正であると考えに至った。

4. 結論

（1）常勤特別職職員の適正な給料額について

以上のように、常勤特別職職員の適正な給料額等について検討を行った結果、本審議会では、これまでの行財政改革の取組状況とその結果を評価し、常勤特別職職員に対して、審議開始時点で行われていた給料抑制措置は解除することが妥当と判断した。

そのうえで本則に規定された給料額の適正性については、前回改定時と比較して職責とその困難性の度合いが増している一方、昨今の社会経済情勢とそれに伴う市民感情、加えて今後の財政を取り巻く厳しい予測等を踏まえた結果、総合的に、現行の本則の給料額はおおむね適正であり、引き上げも引き下げもしないことが妥当と判断した。

（2）常勤特別職職員の期末手当・退職手当の適正な支給率について（意見）

あわせて検討を行った期末手当・退職手当の支給率については、手当の性質について認識を共有したのちに、その性質に合わせて、適正性の議論を行った。

常勤特別職職員の職責とその職務の困難性が増している状況を考慮しつつ、東京都人事委員会勧告の内容も参考に、社会経済情勢にも照らし、期末手当・退職手当ともに現行の支給率は適正であると考えに至ったため、その旨、意見として回答する。

5. 附帯意見

（1）今後の常勤特別職職員の給料額にかかる審議の時期について

常勤特別職職員の給料額については、前回の改定時から今回の審議会まで約 23 年を経過していた。この間、審議の機会がなかったことで、常勤特別職職員の給料額が、そのときどきの社会経済情勢を反映できていたかの検証は困難になってしまった。

今後については、市長任期である 4 年に一度や、大きく社会経済情勢の変化が生じたときなど、適切な時期に審議をすることが望ましく、あらかじめその基準等を定めて、定期的に議論できるようにすることを検討されたい。

（2）新型コロナウイルスの影響について

3.（3）で述べたとおり、今回の審議では、新型コロナウイルスの影響については未知数の部分が大きく、それを加味しない形の答申とした。一方で、すでにその影響が甚大であることは、委員全員の共通認識でもあった。

すでに市長自らの判断により、市長等の給料特例条例が議会提案され、可決成立されている状況もあるが、引き続き、コロナ禍の影響を最大限考慮し、対応いただきたい。